

日本学術振興会特別研究員（研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業） 遵守事項および諸手続の手引
 主な改定箇所の抜粋（対改定前）（令和6（2024）年3月27日主な変更点）

項目	改定後	改定前
	<p>受入研究機関が雇用制度導入機関となる PD 等の方へ 雇用条件・雇用手続等 ・雇用条件（待遇・<u>所定 就労日・就労場所</u>等）や雇用に関する手続については、<u>受入研究機関（雇用機関）の規定に従うこととなります。</u> 本会は直接的に関与しませんので、事前に受入研究機関に確認してください。</p> <p>(削除)</p> <p><u>雇用制度導入機関一覧</u> 雇用制度導入機関への登録は通年で受け付けています。最新の雇用制度導入機関の一覧は本会ウェブサイトに掲載しています。 URL : https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/tourokukikan.html</p>	<p>受入研究機関が雇用制度導入機関となる PD 等の方へ 雇用条件・雇用手続等 ・雇用条件（待遇等）や雇用に関する手続について本会は直接的に関与しませんので、受入研究機関に確認してください。</p> <p><u>雇用 PD 等に係るよくある質問</u> 雇用制度導入機関や PD 等本人から問合せが多い内容を本会ウェブサイトに掲載しています。 URL : https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/tebiki.html</p> <p>(新規)</p>
	<p><u><雇用 PD 等に係るよくある質問></u></p>	<p>(新規)</p>
II-3.	<p>登録情報（登録名、住所等）の変更について 雇用 PD 等は、特別研究員採用内定後の諸手続において登録した登録名、戸籍名、登録名のローマ字表記、住民登録住所、連絡先住所（E-mail 含む。）、緊急連絡先を変更しようとする場合、受入研究機関（雇用機関）を通じて「氏名・住所等変更届<様式 E6-2>」を本会へ提出してください。</p>	<p>登録情報（登録名、住所等）の変更について 雇用 PD 等は、特別研究員採用内定後の諸手続において登録した登録名、戸籍名、登録名のローマ字表記、住民登録住所、連絡先住所（E-mail 含む。）、緊急連絡先を変更しようとする場合、受入研究機関（雇用機関）を通じて「氏名・住所等変更届<様式 E6-2>」を本会へ<u>電子メールにより</u>提出してください。</p>